千葉市区域外就学事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条及び千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則(昭和44年千葉市教育委員会規則第1号。) 第3条の規定に基づき、区域外就学の手続きについて定めるものとする。

(区域外就学の定義)

第2条 この要綱において区域外就学とは、千葉市外に住所を有する学齢児童生徒が、千葉市立小学校又は中学校に就学を希望して千葉市及び当該住所の存する市区町村教育委員会(以下「関係市区町村」という。)の承認を得て通学することをいう。

(申請)

- 第3条 区域外就学の承認を受けようとする保護者は、区域外就学申請書(様式第1号)に必要書類を添え、教育委員会に申請しなければならない。
- 2 教育委員会が必要と認めた時は、誓約書の提出を求めることができる。

(受理及び審査)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに当該書類の内容を審査し、別表に掲げる承認事由に該当すると認めたときは、関係市区町村に区域外就学協議書(様式第2号)を送付する。関係市区町村より区域外就学承認の回答が得られたときは、区域外就学承認通知書(様式第3号及び第4号)により、保護者及び区域外就学することとなる小学校又は中学校の長に対し通知するものとする。

(承認の取り消し)

- 第5条 教育委員会は、区域外就学の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。
 - (1) 申請書等に虚偽の事項を記載したと認められるとき。
 - (2) 申請内容に変更又は消滅が生じたと認められるとき。

(届出)

第6条 区域外就学の承認を受けた保護者は、申請内容が変更又は消滅したときは、ただちに教育 委員会に届け出なければならない。

(保管)

- 第7条 教育委員会は、区域外就学承認後速やかに学齢簿に記載し、これを保管するものとする。 (委任)
- 第8号 この要綱に定めるもののほか、区域外就学の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成3年7月1日から施行する。
- 2 この要領施行前に、すでに区域外就学を許可され通学している者は、この要領による区域外就 学者とみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

区域外就学の承認事由及び必要書類

	承認事由	必要書類	期間
1	学年を問わず、学期途中で	家族全員が記載されている	学期終了まで
	他市区町村へ転出したと	他市区町村の住民票1通	
	き。		
2	卒業学年(小6・中3)の	家族全員が記載されている	卒業年度終了まで
	児童生徒が、学年途中で他	他市区町村の住民票1通	
	市区町村へ転出したとき。		
3	通学区域の細則に定めら	家族全員が記載されている	卒業年度終了まで
	れた地域。	他市区町村の住民票1通	
4	その他教育委員会が特に	家族全員が記載されている	必要と認められる期間
	必要と認めたとき。	他市区町村の住民票1通	
		その他必要とする書類	

[※]ただし、原則として公共交通機関を利用して一時間以内に通学が可能な範囲。

(あて先)

千葉市教育委員会

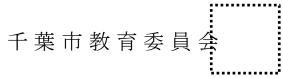
申請者名		
(注) 本人が手書き	きしない場合は、	記名押印してください。

区域外就学申請書

貴教育委員会所管の市立学校に区域外就学させたいので、下記のとおり申請いたします。

	フリガ	① 性別 続柄 ②							性別	続柄			
	児童生徒氏	名											
学	生年月日			年		月 日			年		月	日	
齢	住民票の住												
児	現住	所「	□同上 □別の場合:										
金生	連絡	先	冟話:	Eメール:						@			
徒	就学希望	千葉市					学校	学年		②第 学年 ②第 学年 日まで			
	就学希望期	間		年	月	日 た	ВĠ	年	三月	日	まで		
	保 護 者	名											
申記	申請事由 該当するものに○をつけて下さい。												
1.													
2.	. 卒業学年の	りため	、卒業	まで現在	校に通	学させ	るため) _o					
3.	. 区域外就等	学が認	められ	ている地	域のた	め。							
4.	. その他(身	具体的	事由)										
通 绉	対法及び	時間							(所要時	間:)	分)	
		ניין נייי	通学设	金中におけ	ける事故	等の責	任は保	護者が負レ	います。				
決	課長・所長	補	佐	係 長	受	を付	边	会 付	日	口	答	日	
裁													

教育委員会様

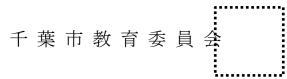


区域外就学協議書

下記児童生徒の区域外就学について、当方は差し支えありませんが、 学校教育法施行令第9条第2項により協議します。

	フリ	ガナ	1)			性別	続柄	2			性別	続柄			
	児童生	徒氏名													
学	生年	月日		年 月 日					年 月 日						
齢	住民票	の住所													
児童生	現(自	所	□同上	□別の場	·合:										
	連絡	5 先	電話:	_	_	@									
生 徒	就学希	守望校	千葉市	千葉市立 学校						①; ②;		学年 学年			
1/4	就学希	望期間		年	月	日才	jab	年	月	日 日	まで	1 1			
	保護者名														
申	請事由	該当す	つるものに	このをつい	けて下さ	さい。									
1	. 学期设	- 全中のた	.め、今学	:期終了ま	で現在	E校に通	学させ	こるため。							
2	2. 卒業等	を年のた	.め、卒業	まで現在	E校に追	通学させ	るため) ₀							
S	3. 区域タ	ト就学が	認められ	ている地	地域のた	こめ。									
4	1. その化	也(具体	的事由)												
通:	学方法]	及び時	間						(所要時間	引:		分)			
			通学	途中にお	おける事	がない	保護者	の責任となり)ます。						
*	同ダル		()	区役所	市民課	岩にお り	香ル ハ	ハナー	ます			
/ *	回答は千葉市		, (() 市民センター							宛にお願いいたします。				

保 護 者 様



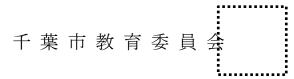
区域外就学承認通知書

このことについて、下記のとおり承認しましたので通知します。

	_						T	. 1					
学齢児童	フリ	ガナ	1)				続村	丙	2			続柄	
	児童生	徒氏名											
	生年月日			年		月	日			年	月	目	
	住民票の住所												
	現信	E 所	□同上	□同上 □別の場合:									
	連 絡 先 就学希望校		電話:	Eメール									
生徒			千葉市	方立					学校	学年 ②第 第			
	就学希望期間			年	月	日	から		年	月	日まで	Ĉ.	
	保 護	者名											
申	請事由	該当す	るものに	:0をつけ	ナて下	さい。							
1	. 学期i	- 金中のた	め、今学	期終了ま	で現	在校に	通学さ	せる	るため。				
2	2. 卒業等	学年のた	め、卒業	まで現在	校に	通学さ	せるた	め。					
3	3. 区域タ	小 就学が	認められ	ている地	域の	ため。							
4	. そのff	也(具体	的事由)										
通 4	学方法》	 及び時間	打						(所要時間	引:	分)	
_		÷ 1,	•	e中におけ	ける事	故等は	保護者の	の責	任となりま	す。			

千葉市立

学校長様



区域外就学承認通知書

このことについて、下記のとおり承認しましたので通知します。

	フリ	ガナ	1)			性別	続	抦	2			性別	続柄	
	児童生	徒氏名												
学	生年月日			年	,	月	月			年	J	月 月	日	
齢児	住民票	の住所												
	現住所		□同上	□別の場	合:									
童	連絡	先	電話:	_		_		F	エメール:		@			
生徒	就学希	望校	千葉市	方立					学校	学年	16 26		学年	
	就学希望	望期間		年	月	目	から		年	月	日	まで		
	保 護	者名												
申	請事由	該当す	るものに	()をつじ	けて下さ	さい。								
1	. 学期总	全中のた	め、今学	期終了ま	で現在	E校にi	通学さ	せる	るため 。					
2	1. 卒業学	生年のた	め、卒業	まで現在	校に通	通学され	せるた	め。						
3	. 区域タ	ト就学が	認められ	ている地	域のた	こめ。								
4	. その他	也(具体	的事由)											
通台	学方法及	みが時間	1							(所要時間	引:)	分)	
~	1 11 14 1	, O 111 F		」 										